

第十五回 参議院通商産業委員会會議録第一号

昭和二十七年十一月五日(水曜日)午後
一時四十八分開会

委員氏名

委員長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
理事 松本 昇君
理事 結城 安次君
理事 古池 信三君
理事 重宗 雄三君
理事 中川 以良君
理事 松平 勇雄君
理事 山本 米治君
理事 加藤 正人君
理事 佐藤 尚武君
理事 高瀬 莊太郎君
理事 山内 卓郎君
理事 栗山 良夫君
理事 小松 孝平君
理事 小松 正雄君
理事 島 清君
理事 鏡野 清雄君
理事 西田 隆男君
理事 石川 清一君

理事

松本 昇君

委員

古池 信三君
小瀧 彬君
左藤 義詮君
重宗 雄三君
山本 米治君
小松 正雄君
島 清君

事務局側

常任委員 林 誠一君
会専門員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞壽君
会専門員

本日の会議に付した事件

○理事の補欠選任の件
○調査承認要求の件

○委員長(結城安次君) 只今より委員会を開会いたします。

委員の異動
十月二十四日委員鏡野清雄君及び中川以良君辭任につき、その補欠として小瀧彬君及び左藤義詮君を議長において指名した。

委員長の補欠

同日竹中七郎君委員長辭任につき、その補欠として結城安次君を議長において委員長に指名した。

出席者は左の通り。

委員長 結城 安次君

指名したいと存じますから、さよう御承知願います。

○委員長(結城安次君) 次に今日は通商及び産業一般に関する調査承認要求書を議長に提出したいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) 異議なしと認めます。その内容及び手続等に関しましては、委員長に御一任願いたいと存じます。が、御異議ございませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○委員長(結城安次君) それではさよう決定いたします。本日の委員会はこれで閉会いたします。有難うございました。

午後一時五十分散会

十月二十五日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された

一、電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律案

電気及びガスに関する臨時措置に関する法律

電気事業及びガスの供給、電気の使用制限、発電水力、電気用品並びに電気及びガスに関する施設に関する法律が制定施行されるまでの間は、昭和二十七年十月二十四日に効力を有していた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号。罰

則を含む)並びに旧電気事業再編成令(昭和二十五年政令第三百四十二号)第六條第二項並びに附則第十二項及び第十六項の規定の例による。但し、他の法令の規定の適用を妨げない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 通商産業大臣がこの法律の施行の際この法律の規定に基づき旧公益事業令の規定の例により命令を制定する場合において、その命令の内容が旧公益事業令に基く命令で昭和二十七年十月二十四日に効力を有していたものの内容と同一であるときは、旧公益事業令第六十條第一項第一号の規定にかかわらず、聴聞を行うことを要しない。

3 この法律の規定に基づき旧公益事業令の規定の例により許可又は認可を受けるべき事項について、昭和二十七年十月二十四日に同令の規定による許可又は認可を受けていた者は、その事項について、この法律の施行の日、この法律の規定に基づき旧公益事業令の規定の例により許可又は認可を受けたものとみなす。

4 前二項に定めるものを除く外、この法律の施行に伴い必要な経過的措置は、政令で定める。

5 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五号)の一部を次のように改正する。

第二十五條第一項の表中電気事業主任技術者資格検定審議会の項の次に次のように加える。

6 昭和二十二年法律第五十四号私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第三百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第九号を次のように改める。

九 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭和二十七年法律第 号)の規定に

よりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十四條、第四十五條、第五十四條及び第五十五條

事業者団体法(昭和二十三年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。

第七條に次の一号を加える。

八 電気及びガスに関する臨時措置に関する法律(昭和二十

七年法律第 号)の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令(昭和二十五年政令第三百四十三号)第四十四条、第四十五条、第五十四条及び第五十五条

8 道路法(昭和二十七年法律第八十号)の施行の日以後は、消路法施行法(昭和二十七年法律第八十一号)第十六条の規定は、この法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令第七十五條第四項及び同条第五項第二号の読替規定を定めたものとみなす。

9 他の法令中「公益事業令」とあるのは、「電気及びガスに関する臨時措置に関する法律の規定によりその例によるものとされた旧公益事業令」と読み替えるものとする。

十一月一日日本委員会に左の事件を付託された

一、電気工事従事者の技能検定制定制度制定に関する請願(第五〇号)

第五〇号 昭和二十七年十月二十四日受理

電気工事従事者の技能検定制度制定に関する請願

請願者 名古屋市中区南武平町

三 佐藤末蔵

紹介議員 栗山 良夫君

電気工事従事者の技能検定制度制定についてはさきに日本電気協会その他関係者よりも請願せられその実現を期待しているが、未だ実現に至らず、近來ますます不良工事に起因する電気事故、殊に火災の急激な増加等憂慮に堪

えないものがあつてもはやこのまま放任できない事態にあるから、本制度の実現を促進せられたいとの請願。

昭和二十七年十一月八日印刷

昭和二十七年十一月十日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局